

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
常総開発工業株式会社	茨城県神栖市2108番地8

2 指名停止措置期間 平成27年9月2日～平成27年10月1日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

常総開発工業㈱は、平成27年7月11日、鹿島港湾事務所発注の波崎漁港西防波堤ケーソン据付工事（神栖市波崎地内）において、安全管理措置の不適切により、作業員が死亡する事故を生じさせた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の死亡事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）」第2条第1項及び別表第1第8号に該当すると認められる。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）